慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ルーズヴェルトの極東政策批判
Sub Title	A criticism of F. Roosevelt's far Eastern policy
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.9 (1958. 9) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說 英文抄録 "A criticism of F. Roosevelt's far eastern policy" あり
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19580915-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

jν ズヴェ jν トの極東政策批判

內 Щ IE 熊

親ソ援蔣の基本線 スティムソン主義の固執

五四三二 「眞珠濟」への誘導 ハル國務長官の强硬態度

序 言

導いた戦争責任乃至は、 交史上演じた役割は際立つて大きい。とりわけ、日本をして「パール・ハーバー」まで追い込んだアメリカの極東政策のイ 太平洋戦争の勃發するまでに至つた日米外交關係の經過を客觀的に辿つてみるならば、戰爭囘避、 ニシアティヴをとつた點において、ルーズヴェルトの太平洋戰爭に對する開戰责任はぬきんでて大きい。日米關係を破局に フランクリン・ルーズヴェルトの現代史上における足跡は極めて大きい。殊にアメリカを第二次世界大戰參戰に導いた外 開戰責任といえば、從來殆んど日本側が負うべきものとされて來た傾きがあつた。しかしながら、 平和維持に對する執心熱

ルーズヴェルトの極東政策批判

意において、日本はアメリカに劣るものでないことは明かになるであろう。

おいて再評價されはじめたことは、 カは親ソ容共、反日援蔣の政策に終始して來たのである。 本の主張は、 白眼視されて冷たく斥け去られたのであつた。 ハル國務長官をはじめとしてアメリカ外交當局者の容れるところとならなかつた。 メ 'n カの對日外交政策はスティムソン主義で貫かれて居り、 歴史の皮肉といえよう。ここに新たな脚光をあびて登場したのがルーズヴェ 殊に北支事變以降日本の對支行動は共産勢力に對する防止戰であるという日 現在の極東狀勢に鑑みて、 したがつて日本の對米アプローチは、 日本のかつての主張が漸くアメリカに 極東に闘する限り、 ル ŀ メリ

形で問題とされていることは注目されなければならない。それは第一次大戰後のドイツに生れた修正主義とはニュアンスを(註I) は、この戰争責任論は逆に戰勝國の側から自己批判の問題として提出され、公正な史家によつて世界史的眞實の檢討という 條約の後に來る敗戰國の反撥として、 從來戰爭責任といわれる場合、それは敗戰國が一方的に甘受せねばならないものと考えられ、それ故に戰爭責任論は講和 戦争責任修正の要求の形をとつて擡頭するのがつねであつた。しかるに現在において

功罪批判である。

加え、 入を目的とする政策をとりながら、 み込んだ責任を痛論する。 の一人たるチャールス・ビアド教授とジョージタウン大學のチャールス・タンシル教授とによつて表明されている。 異にして、主としてアメリカに盛んな新修正主義とも稱すべきものである。その代表的な論策は、 トの政策の二重性、 日本をして攻撃の火蓋を切らしめた陰謀を糾彈していることも共通している。ビアド教授の所論の特色は、 ひとしくルーズヴェルトが悪しくもことさらに傳統的なアメリカの孤立主義から逸脱して、戰爭への道に踏 すなわち「表面」と「内質」とが異る點を究明する點に在る。 また極東政策については、 實際にはこの眞實を國民に明かにせず、 日本との平和的解決の可能性を悉く奪い去つて、 對外政策を國內消費用に糊塗粉飾している點を ルーズヴェ アメリカ最大の政治史家 ルトは長期的には戦争介 强引に日本に壓力を この雨 1 ・ズヴ

表面は中立政策を唱えながら事質上はイギリスの全面援助をなすに至つた道義的責任を問うのである。彼は繰返し國

章の中から拔萃すればその一端を窺うに足るであろう。 の開戦コー おいては、 お を緻密に渉獵してルーズヴェ 對內的視野からルーズヴェルトの責任を主としてとり上げたのに反し、 民を欺いて祕かに戰爭にひきずり込んでアメリカを戰爭に動員し、外交政策の獨占を敢てした點を批難する。 反ルーズヴェルトの傾向を濃くするけれども、それは日本人にとつて特に深い闘心をそそらずにはいない。 において追跡する。 主としてタンシル教授の言葉を借りてルーズヴェルト外交の批判を試みたいと思う。 スを精彩に描いたところは注目に値する。 ルト外交の實體解剖を試み、 タンシル教授はアメリカ國務省の極めて多彩豊富な外交史料を縦横に活用驅使し、 例えばルーズヴェルトがドイツとの「開戦口實を求めて」と題する 敢て自國アメリカの外交政策を忌憚なく批判している。 タンシル教授はルーズヴェルト大統領の過失責任を とりわけ、 ルー ビアド教授が ズヴェル 厖大な史料 この點 本稿

ジェー 東から新しいインスピレー 爲政家は恐らくヒットラーよりも更に更に戰爭を避けてアメリカと折合わんとしていたであろうに! ずそのモチー 彼の死のオーケストラは、 ルトを大指揮者として、この死の舞踏曲のアクセントは再びまた至るところアメリカ人の耳朶を打つに至つた。 いう主題歌はアメリカ人に迎えられなかつた。 にアメリカを導き、 「アメリカはながく孤立主義の傳統に生き、戰爭介入を 避けて來た。 ムス號事件もドイツの開戰誘導に效果がなかつたことを知るや、(^{計四)} ーラスに突如としてはげしい音調を日本航空機がひびき渡らせたパール・ハーバーであつたのである。」(Tansill; フを求めたが、 その結果幾多のアメリカ人がフランスの墓地に葬られることになつた。 ショ 新しい交響樂をはじめるためタクト一仄の信號を心待ちしていた。ルーズヴェルトはドイツに先 ヒットラーは再三の開戰契機にも拘らず巧みに戰爭に引きずり込まれることを拒んだ。 ンをひき出したのである。 しかるに一九三三年以後この主題歌は新たな人氣を得るに至り、 彼が開戦の妙想を見出したのは、 ルーズヴェルトは目を東方に轉じて、うとましい極 ウィルソン大統領は民主主義を救うために世界戦 遙か遠くの合唱にすぎなかつた この民主主義のため さわれ、 一九四一年、 ルーズヴェ の十字軍 日本の

ル

ル

トの極東政策批判

四

ibid. p. 61

争の由來を究明し、 道に陥らぬための自己反省に在る。(誰五) Shot at Pearl Harbor) 徴として高く評價されるべきものであつて、 洋關係史は變じてパール・ハーバーの悲劇は避けえられたかも知れないのである。 米關係が和解すべき轉換點が幾度かあつたのを發見するであろう。 至るその經過內幕を外交文書に依據しつつ克明に暴露し、ルーズヴェルト外交當局の過失を完膚なきまでに剔り出すあたり かたくなな原則論に固執し、 いと思う。この意味において、(誰だ) IJ 、カが冷たく背を向けたために水に流されてしまつた。 日本人に意外の念を與えずにはおかないであろう。日米戰爭が如何にして起つたかの過程を客觀的に追求するとき、 ンシル教授の書は 戦争責任論の本質は、 我々はここに戰爭責任の囘避乃至は轉嫁の理由を求めてならないのであつて、 戰勝國も戰敗國も共に世界史の審判の前には同列であることをアメリカ側外交史料を通じて明かにした 「日本動かされて遂にパール・ハーバーに最初に發砲」(Japan Is Maneuvered into Firing the First という劇的な最終章を以て卷を閉じるのであるが、日米交渉に至るまでの經過と、 一再ならず日本の和議安協の要請を蹴つた事實を我々は見逃すことが出來ないのである。 本稿の依據するところ極めて大であつたタンシル教授の大著は、 本稿においては、 戰爭責任の所在を明かにすることによつて戰爭誘發の契機を探求し、 我々はこれを逆用すべきでないことを特に銘記しなければならない。 ルーズヴェルトの極東政策、 勿論日本側の非もさることながら、 もしこのポイントを摑んで協定に成功したならば、 しかもこのチャンスは訪れる度毎に、 殊にその對日政策を檢討しつつ、 冷靜に戰爭責任を反省しなけれ 和平の鍵を握つたアメリカが アメリカの學問的良心の象 再びまた戦争への 日米交渉決裂に 日米戦 それ ァ 日

(註二) Study in Responsibilities である。 その筆頭に あげられるのは、 九四六年現れた Charles Þ Beard 教授の American Policy Ħ the making, 1932-40:

今次大職後の職争責任論は、ニュー ルンベルグ及び東京における軍事裁判を通じて展開されたが、その最初に指を屈せらるべきは、

國より著しく偏見的取扱を受けていることを痛論している。 人をしてヒットラーに走らしめた侵略戰争の背景については顧慮することなくして、戰争の責任は敗戰國のみに求められ、戰敗國は戰勝 中立國の裁判官を混えない勝者の側のみによる一方的裁判であり、その事實認定、證據資料の收拾は連合國のみによつて行われ、ドイツ な法理論に立脚する英國型職爭責任論ともいわるべきものである。それは殊にニュールンベルグ裁判に對して峻烈な批判を下し、公平な イギリスのハンキー卿の「政治、 裁判、過誤」(Lord Hankey; Politics, Trials, and Errors, Oxford. 1950)であろう。それは冷靜

in Appearences and Realities, 1948 及5 Charles Callan Tansill; Back Door to War, The Roosevelt Foreign policy 1933-1941. 1952 である。 この双壁とも稱すべき兩史家の著作は、Charles A. Beard, President Roosevelt and the Coming of the War: A Study

・註四) 一九四一年十月三十一日、アイルランド向船團護衞の任に當つていたアメリカ驅逐艦 Reuben James はアイスランド西方六百マ German Navy, 1941, II, 66-67)° 護衞されているならば、攻撃は開始すべきでないという穩健的なものであつた(Fuehrer Conference on Matters Dealing with 艦に對して、アメリカ船と遭遇した場合發砲すべからずと命じて居り、 受けたヒットラーは、「ルーズヴェルト大統領はアメリカ軍艦にドイツ船と見れば直ちに發砲すべしと命令を出しているが、余はドイツ軍 イルの海上でドイッ滸水艦に遭遇し魚雷により繋沈された。この米艦撃沈事件はアメリカに宣戰布告と等しいものとされたが、この報を 一九四一年十一月十三日のドイッ軍艦のアメリカ船艦遭遇の場合に關する指令も、出來るだけ交職を避け、船園がアメリカ海軍によつて ただ攻撃された場合のみ防禦すべしと命令している」と語つた。

戰争責任論の本質については、拙稿第二次世界大戰戰爭責任論(國際法外交雜誌第五十卷第五號所載)参照、

を裏づけるためである。 殆んどタンシル教授の上掲書の中から引用せざるをえなかつた。それにも拘らず、 いうまでもなくアメリカ側外交史料は我々が直接営ることが困難であるから、日本で入手出來るグルー大使の同顧日記などを除い 繁をいとわず詳細な資料番號をつけたのは客觀性

一 スティムソン主義の固執

主義は滿洲事變を契機として生長したものであり、滿洲事變はルーズヴェルトの執權以前のフーヴァー時代に起つたけれど(語)) ルーズヴェル トの極東政策を貫く金線はスティムソン主義であり、それは日米疎隔の決定的要因となつた。スティムソン

 \mathcal{H}

(3,7,5)

六

\$ 義は本質的には不愉快な事態に對しては臭いものには蓋をするという消極的な逃避主義であつて、新しい事態に對して建設 りにも挑戦的態度をとつたため、 はいうまでもなく不承認主義を滿洲國に適用するために宣明されたのであるが、しかしスティムソンはこの適用に當つて餘 ル Ī ズ ヴ ۱ 極東政策に關する限り、 これが遂に日本の國際連盟脱退を招來するに至つたともいえるのである。 このスティムソン主義を忠實に繼承したのであつた。このス ハティ スティ ムソン ムソン主 主義

的寄興をなしえなかつたといえよう。(誰こ)

years, N.Y. 1939. pp. 94-95)。 <u>-</u> る 決定的に豫想されていた。 疑惑と反抗を以てはじまつた。 性を警告したのに對して、 いては獨善的であつた。 做し、これを極東政策の基本原理としたのである。 ムソ しかるに、 (Tansill; ibid. p. 118)° ーディール派の多くの騎士が満ちていたが、 ン主義に沿わない行動がとれると思うのか」と言い放つて彼を默らせたといわれる (Raymond Moley; After Seven 一九三三年大統領となつたルーズヴェルトは、 ルーズヴェルトの寵兒の一人たるモーレーが、 新政權は、 大統領は直ちに强く反駁して、 ルーズヴェルトは 自ら二十世紀のキング・アーサーを以て任じ、 一九三三年三月七日の閣議において、 スティムソン主義の旗を高くかかげて、戰爭への道にその第一步をふみ出したのであ 國內問題についてはその忠告に多く耳傾けたのにも拘らず、 ルーズヴェルト大統領の第一任期は、 「余はつねに中國に最深の同情をもつている。 スティムソン主義を邪悪な暴力に對抗して闘う有力な武器と見 アメリカが極東における戰爭に引き込まれる可能性は 極東政策についてスティムソンの不承認主義の危險 日本の對支政策に對して全面的 そのラウンド・テ 日本に對してステ 國外問 ヿ ブ ル には

戦争への大道を驀進する國家は、 は批判的であつた。 東京におけるグルー大使も、 國民的野心の高まる潮をパリ條約のような一片の平和條約の堤防で防ぎとめることが出來ないように、 日本の滿洲進出を阻止するためにスティムソン主義を躍起になつておしつけることについて 外交關係の斷絕や經濟的ボイ コ " トの强制を以てしてもこれを遮ることは出來ない。

にシベリア迄侵入することは容易に考えられるとした(Ambassador Grew to the Under-Secretary of 東南方蔓延に對する障壁を以て任じているから、 であった。 ないという結論を出している。 使は極東情勢報告を國務省に送り、 つて保てるものでないという趣旨を明かにしている(Grew;Ten Years in Japan, pp. 78-80)。 更に一九三三年十月グル の平和は戰爭の原因を除去することによつて保たれるのであつて、 共産思想は日本に於いて極端に嫌悪されて居り、その彈壓には非常手段がとられている。 それは一九三五年に起つたのであるが、 日本は利あらばその野心達成にソ連の妨害を排除する決意を有するのは理由なきことで もし刺戟が十分與えられるならば、 紛爭の範圍を制限したり壓力を加減したりすることによ 日ソ衝突の第一原因は日本の共産主義に對する恐怖 日本はその嫌惡する體制の撲滅のため 日本は自ら共産主義の State (Phillips), Ì

大

Tokyo, October 6, 1933)°

みするという決定の上に立つて居り、 れと絡み合つているのが中國支持の接蔣基本線である。(註五) 樹立されることは日本とソ連とが長い國境線にわたつて對峙することにほかならないから、 對する軍事的勝利は、 たのである。 に對する政治的接近、 例えば一九三三年十月駐日アメリカ大使館ネヴィル参事官は、ソ連の北支進出の危険を看取して、ソ連の日本に 中國の國威を囘復して獨立保全をとげしめるであろうという觀測の誤りを指摘した。 ソ連の善意に對する信賴は、 このラインは屢々極東駐在のアメリカ外交官の一部グループの意見に反しても行 ル ーズヴェ ルーズヴェル ルトの外交政策は極東においては日本よりもロシアにく ト外交政策のコーナーストーンの一つであるが、こ アメリカは極東に關する限りソ 滿洲に現政權が the Far

ず、 の East, Tokyo, October 6, 1933. 793. 94/6495, MS, Department of State)° 連に對する重荷を発れることになるであろう (Memorandum written by Mr. Edwin L. Neville 中にル 共産主義の脅威は ーズヴェルトは日本をソ連の北支進出に對する障壁とは見なかつた。 l ・ズヴ エ ıν ト政権によつて十分感知されなかつたのである。 日ソ間に强くたれこめてい ソ連が外蒙、 一九三三年十一月十六日ソ連を正式に 新疆省に侵入しているにも拘ら on the situation in た暗雲を展望して、

七

とを根據とする日本の和議要請に對して拒否の態度を明かにした。極東においては、明かにソ連ではなくて日本が懲罰され の大義名分を通すためにおそるべき後押しをしたのであつた。ルーズヴェルト政府は、共産主義に對する共同戰線を張るこ .日本に對しては中國をめぐり對ソ協調政策がとられたことをいみする。アメリカは中國における共産主義

る國家であつたのである(Tansill; ibid. pp. 129–130)。

- (註一) 一九三二年一月七日スティムソン國務長官はパリ條約に基いて戰爭を非合法化する不承認主義を極東に關して適用する旨の通 出したが、一九三二年八月三日の宣言は、ラテン・アメリカ諸國の赞同を得て、征服によつてえられた領土獲得の效果は承認されない旨 を明かにした。 主義は事實上極東に對してのみに向けられたものとなつた。 ただし、 アメリカはラテン・アメリカに對してはこれを絕對不干涉の主義をとるという形に變答したから、 スティムソン
- Problems in the Far East Conflict (New York, 1941) pp. 157-178 國際法はかかる現實的價值のない原則を許容するものでないと論じている。Edwin M. Borchard and Phoebe Morrison, Legal イエール大學ボーチャード教授も、 非承認主義は 政治的判定に 空虚な 法律的ジャスティフィケーションを與えたものにほかなら
- 基盤をルーズヴェルトに提供した Delano Family が、中國沿岸における密輸にその富の根源を有したからであるといわれている。ル · ズヴェルトの財政的背景も根元をただせば、東洋の暗い土の中に深く根さしていることは事實として指摘されている。Tansill;ibid ルーズヴェルトが中國に好意的であつた根據には、その大統領出馬の野心を實現させるのに與つて力あつたところの社會的財政的
- 、註四) グルー大使は他方ルーズヴェルト政權の ソ連承認政策の眞意をはかりえず、「大統領はそのカードを巧みに使つた。 げるに至つた」として近視眼的な見解を述べている(Grew Diary, November 30, 1933, Ten Years in Japan, p. 108)。 ては一言もふれなかつたけれども、 **雄艦計畫に着手してソ連を承認した。その結果、日本の對米政策は全く新しく友好的方向轉換を遂**

中國の名稱については、部分的には職前慣用されていた北支、在支、日支等の用語は便宜上そのまま使用した。

三 親ソ援蔣の基本線

と ŀ ラ 1 が 3 1 p ッ パ にお いて地圖のぬり變えに専念している間に、 スターリンは着々と極東における勢力範圍の擴大

穏健なものであつた。 平裡に局を結ぶことは、 蓙黨と國民黨との强い連繫關係を知らなかつたので、七月七日の事件の早期解決を希望し、十一日の停戰協定も協調的 りない。 れ努めたことは重要なことといわねばならない(Mr. Henderson to Secretary Hull; のロシア大使が中國政府に働きかけて、もし日本に武力抵抗を試みるならば、 シア到着間もなく、この點についてリトヴィノフ外務人民委員にただしたところ、 連政府からとりつけることにあるとアメリカ外交代表に語つたことにも見られる(Tansill; ibid. p. 456)。 中國が日本をして戰爭不可避の立場にまで追い込んだ場合、ソ連が軍需補給及び兵力を以て中國を支持するという保證を を裏づける證據として、 指導が行われるに至つた。 東の共産軍育成の背後にある重大性をも見逃した。 つたことになるのである。(註一) が、それは北支における紛爭を、 色をぬりひろげる役割をはからずも演じていたのが蔣介石である。 に努めていたことは注目すべき事實である。 て解決されることが望ましいという同答を與えたのである。この線に沿つて、 從つてまた、 Department 國民政府がこの事變を和平調停に終らせることを嫌惡した理由もここに見出されるであろう。 L 一九三六年十一月中ソ友好關係の親善使節としてモスクワに到着した中國大使は、 かるにこれを破棄する態度に國民政府が出たことが事態の收拾を不可能にさせた。 西安事件以來抗日共同戰線を張つて來た共產黨と袂を別つことを意味した。 of: 中國外交に對するソ連の指導は、 アメリカ國務省はただにロシアの外蒙から東方に向つての勢力擴張を看過したのみならず、 State)° 遼原の火の如くに燃え廣がる日中戰爭に轉化すべく畫策していたロシアの手にまんまと乘 一九三七年七月七日蘆溝橋事件を契機として中日戰爭が勃發したことは異とするに足 そのスターリンの設計圏に從つて、外蒙から奉天に向う東方アジアの地圖 中國においては排日運動は益々盛んとなり、 中日間の龜裂を增大することにあつたこと明かである。この點 蔣介石はこれを抗日武力闘争という形で果したのである ソ連の軍事的支持の期待を信頼せしむべくこ 一九三七年の春から秋にかけて、 ソ連政府はこのことについては南京に December 21, 1937. 793. 94/11763, 南京においてはソ連の外交 日本軍當局ははじめ 同大使はその その主要任務は 共産分子は 南京駐在 こであり に赤 お ソ

I

ズヴェルトの

極東政策批判

日英米三國關係が改善されるため英米外務省

軍

兩軍の集結增强を誇張宣傳し、 クレムリンは中日間の紛爭の平和的解決に强く反對したのであつた(Tansill; ibid. p.

を好み、 間の意見交換を提議したが、英國外務省は九國條約の發動の形式よりも英米共同措置(combined Anglo-American démarche) Secretary Hull, Tokyo, July, 1939. 793. 94/8766, MS, Department of State) 大使は結論として、 に闘する限り、 告を送り、 部のイニシアティヴに意ならずも屈從している事例ではないとして日本政府に信頼をおいた。 示した。 日 |支間 アメリカの在支權益維持に向け變えられたことによるところが大きいことを强調したのである(Ambassador, Grew to グルー大使は日本の近衞新政權が極めて大きな權威をもち、 イーデン外相はビンガム大使にこれを提議した。しかるに、 の紛爭が全面戰爭にまで擴大することを夙に憂慮した英國外務省は、 東京の英國大使館と同調して、イーデン外相の早まつた行動に反對を表明した。グルー大使は、 アメリカ政府は北支事變の解決に對して調停斡旋に乘り出すことを避けるべきことを勸告したのである。 日米關係が最近好轉したのは國務省が日本に對する抗議の重點を日本の武力行動禁遏に向けられるより グルー大使は東京からこの見解に對して强硬な反對 北支日本軍の採つた行動をも統制して居り、 同大使はハル長官に長文の報 アメリカの行動 政府が 同

ではないが、 他國の內政に干渉することを避けることを要望する」という常套的見解を表明したのであつた する重要性を强調して、「我々は國家的及び國際的自制を提唱する。すべての國がその政策遂行に當つて武力行使を愼しみ、 がアメリ 1937, United State and Japan. 1931-41, I-325-26)。これは一般聲明の形で出され、 か かる勸告の結果としてハル國務長官は、 July 14, 1937. 793. 94/8777, MS, Department of State)° カ國務省のとるべき最良の政策であると思われると通告したのであつた (Secretary Hull to American Embassy in ハル長官は北支事變の平和的解決を希望していたことは明かである。 一應英國外務省に對してひとしく協調はするが、 同長官は、 アメリカの政策は國際紛爭を平和的手段で解決 特定地域に關するものとしてなされたもの 事實七月二十一日、 しかし獨立の方針をとること (Secretary Hull; July 16, 齋藤大使に繰返して

ある。一九三五年以來新疆省を赤軍は占領し、一九三六年以降三十萬に上るソ連軍は蒙古を前進基地として中國內部に侵入 MS, Department of State)。結局極東の舞臺において、アメリカ、日本、中國はモスクワの意圖した筋書通りに動いたので 言して、ソ連の接蔣決意を明かにしたのである(Ambassador Bullit to Secretary Hull, Paris, August 6, 1937. 793. 94/9220, 對して共同體制をとつて調停を申出た場合、日本がこれを拒否したならば、ソ連は中國側に與して參戰するであろう」と確 94/9297, MS, Department of State)。また駐英マイスキーソ連大使はパリに於いて中國大使に對して、「若し英米佛が日本に 使が本省に報告したところによれば、 極東の平和を熱心に説いたのである。 府は一度もソ連に對して抗議を發することはなかつた。ルーズヴェルトの極東政策の重要支柱は實に對ソ宥和協調にあつた の手を廣げた。それにも拘らず、中國領土保全については、 いう取りきめが結ばれたことを明かにしている(Ambassador Johnson to Secretary Hull, Nangking, August 12, 1937, 793 それは蔣介石が相次ぐソ連の武力援助確約に動かされて、抗戰を決意していたからである。八月十二日、 毛澤東が周恩來に引續いて南京を訪問し、共産軍は抗日のために政府軍と協力すると 日本は川越大使を通じて和平交渉を進めていた。 アメリカの關心は専ら日本に對してのみ向けられ、 しかも調停成立の可能性は少なかつ ジョンソン大 アメリカ政

(註一) して共産勢力に對する防壁として中共と相對していることは周知のところであろう。 蔣介石は自ら掘つた墓穴に鸑いて、この穴埋めをしようとしたがすでに取返しがつかなくなつたのであつて、 現在アメリカと提携 のである (Tansill; ibid. p. 155)。

四 ハル國務長官の强硬態度

したハル國務長官を痛烈に批判する(Tansill; ibid. Chapter V)。 事實一九三三年三月以來、日本は態度を變えてアメリカ ンシル教授は 「ハル長官日本のさし出すオリーヴの枝をはねつける」という象徴的表現を以て、 日本の對米接近を拒絕

ズヴェルトの極東政策批判

嫌惡し平和を愛好していたので、 本の對外關係がこの線に沿つて進められることを認めざるをえなかつた。天皇は溫厚平和の性格であり、元老は多く戰爭を に 和解を求 國務省の是認をえんとしていた。殊に廣田外相は對米親善の態度を惜しみなく示したので、 グルーは日本指導層の平和的傾向に動かされずには居なかつた。 この線に沿う重要なジェ

スチュアとして、廣田外相はアメリカに齋藤博新大使を送つた。

ていたのである。 或はこの交渉の過程において日米兩國間の確執を除く方式が發見されたかも知れなかつた。この會談は懸案の問題を討議し 齋藤大使のワシントンにおける最初の任務は、ハル國務長官と對日新條約の交渉に入ることであつた。 極東の平和維持のために極めて重要な日米諒解に到達したかも知れない。當時日本は北支におけるソ連の目的に重大な これは高度の外交技術を要するものであつたが、ハル長官はこれをこなし切れぬ難事として、 この日本のソ連危惧を外交の道具に使つて、ハル長官はアメリカの欲する方式で事態收拾の好機を握つ これが實現すれば、 對日新條約

交渉をすげなく斷つたのであつた。

かくされていた。 れることであるとしたのである。ハル長官の同答は表面鄭重であつたが、その文中いたるところにスティムソン主義の棘が 結局ハルはありきたりの外交書翰の交換に同意した。廣田外相は八十年間日米關係はつねに友好親善關係を續けたことを 日本政府の眞摯な希望は、 もし彼が日本との正式條約を結ぶ準備として本格的外交交渉に入る勇氣をもつていたならば、 日本と太平洋を隔てての偉大な隣國アメリカとの間に洵に平和的友好關係がうち立てら パー ル・ハ

ものであるか、 りの中に深くひそんでいる小さな癌のようなものであることを知つていた。 で飾られていたが、しかし北支における日本の侵略については問題をそらしていた。ハル長官はこの問題が日米關係のしこ ーバー攻撃の中に欝積した表現を見た諸問題に何等かの形の解答を見出したにちがいない。 または友好的了解というX光線によつて阻止されるものであるか、その何れか二つの方法しかなかつた。ハ それは戦争という過激な手段によつて除かれる 廣田外相への書簡は友好的言辭

ル はただその成長するに任せて、遂に戰爭によるよりほか道がないものとしてしまつたのである(Tansill; ibid. p. 132)。

關係は漸次緊密の度を增し、遂に日獨防共協定を經て更に日獨伊三國同盟へと日本の方向は轉じて行つたのである。 追いやる結果を招いたのである。 則論は日米開戦前夜における日米交渉をも挫折せしめる要因であつた。それは遂に中國を救うためにアメリカを戰爭の道に 官は決定的に日本に對して敵對的であつた。 といえよう。 氣運を追い拂つてしまつたのである。 な具體的協定を結ぶことも拒んだ。その背後にあるスティムソン主義の障碍は、 めていた。しかしハルは日本との友好關係を特に値打あるものとは考えず、一般的な正式條約協定の交渉も斥け、 齋藤大使は一八○九年のルート・高平協定、或は一九一七年の石井・ランシング協定の如きタイプの共同聲明を求 一九三四年日本軍艦はドイツを訪問し、 繰返しハル國務長官から肘鐵をくわされて、 彼の反日的態度はスティムソン主義のバックボーンをもち、 陸海軍エッキスパートのドイツ派遣から、 再びまた二國を遠ざけ、平和に向う和解の 日本は遂にドイツに目を向けるに至つた 貿易協定へと進展した日獨 これを固執する原 また特殊 ル長

の外交上の重要轉機、 日本に對するハルの極度の不信は、 日本外務省がアメリカとの協調を求めたときにも、 すなわちヨーロッパ戰勃發後に ドイツとの 提繋を 後悔し、反コミンテルンの 三國同盟條約に反對 3 | Ħ ッパ戰爭開始後最後に訪れた日本の對米接近をも拒否することになつた。 ハル長官の態度は冷たくつれなかつた。 日本がヨー p . 'Y パ の 平和方 日本

閉ざしたのであつた。 式發見のため日米共同努力を要請したときにも、日米親善協調の前提條件は支那事變の解決であり、 の回復なくしては、 日米間の親善關係はありえないという立場を强硬に固執していた。 かくてハルは日米關係の 日支間の平和親善關係 好轉の道を

を依賴して來たときにも、 ョ p パ の 政治家が戦争で忙殺されているとき、 ル の頑迷な態度は和平の躓きの石となつた。九月一日パリ駐在中國大使はブリ 突如蔣介石總統はル ーズヴェ ルト大統領に日支戦争の調停 ト大使を訪問

ズヴ

ル

ኑ

の極東政策批判

1

y

戰の勃發以來イギリスは極東から自軍を引揚げるに汲々として居た。この動きに輪をかけて、日本は英佛にこの行動の重要 793. 94/15333, Confidential, file, MS, Department of State)。大統領は當時この調停提議の困難を知つていた。 性を指摘したのであるが、しかしこの動きはハル國務長官によつて痛く嫌惡する所となり、これは日本が西歐勢力を中國か 最も窒ましかつた(Ambassador Bullit to the Secretary of State (Secret for the President), Paris, September 1, 1939. して、 ら一掃せんとする要望の現れと見做すと日本大使に明らさまに通告したのである。かくてハルの協力拒絶によつて日友事變 謂汪精衞政權を樹立する前に急據この措置をとる必要があつたからにほかならない。この調停行動には英佛の協調があれば たかの如く見せられたいとしたのであり、この點についてソ連との間に拘束は存しないと述べたのである。それは日本が所 の總統の希望を傳えた。ただこのイニシァティヴが中國側から出たことを望まず、「全くアメリカのイニシァティヴ」に出 蔣介石からの長文の電報を傳達し、 ルーズヴェルト大統領が日支間の戰爭を終結するため直ちに措置をとられたい旨 ヨーロッパ

の動きにも耳を傾けなかつた。ルーズヴェルト・近衞會談の實現にも力を貸さずこれを葬り去つてしまつた。 の最後段階においては、ヒステリカルになり、大統領よりも好戰的になつて日本が受諾出來ないことを承知の條件を提出し、 殊にハルは日本との外交交渉續行には疲れはてて熱意を示さず、一九四〇年暮のウォルシュ、ドラウト兩師の日米諒解案 殊に日米交渉

解決の道もまた封じ去られてしまつた (Tansill; ibid. p. 619)。

するという卑怯な反面をもつていた。それはアメリカσ在支權益は英佛の權益よりも大きくないということにもよるが、い 十一月に入つては日本との休戦の意圖をもたず、全く協調妥協の餘地を示さなかつたのである。 しかもハル長官の態度に象徴されるこのスティムソン主義固執の强硬態度は、 一方またつねに實力行動に移ることは囘避

ざ質力行使の反對に出るという場合には、

この優柔不斷の態度は日米關係の最後的危機の時期においても變らかつた。例えば一九四○年日本の天津封鎖をめぐつ

最先鋒に立つて日本に反對すべきでないという方針を國務省はとつていたのであ

ば pp. 622-623)° にも反對したのである。 禁輸措置も拒否し、 ラリア公使と同席してロシアン卿がハルに「日本には反對するのか或は宥和するのか」を尋ねたとき、 洋における英米合同艦隊運動の可能性をただしたときには、ハルは否定の囘答を示したのであつた。六月二十七日オースト 務省はイギリスに同調しなかつたにも拘らず、一九四○年六月十日イギリス外務省が、 て有田・クレーギー協定が成立し、また接蔣ビルマ・ルートを封鎖してイギリスが對日宥和政策をとつたとき、 經濟的に日本は弱體化し、これ以上侵略的政策をとらなかつたであろう。これと同時にハルはまた宥和政策をとること ハル長官が觀望政策をとつたために、ルーズヴェルト大統領は更に積極策をとることになつたのである。 またアメリカ軍艦をシンガポールに派遣することも拒絕したのであつた。もしこの措置がとられたなら 彼は事態を成行に任せ、日本にイニシァティヴをとらせるのを最良としたのであつた(Tansill; ibid. ロシアン卿を通じて大西洋及び太平 ハルは日本に對する アメリカ國

Ŧi. 「眞珠灣」への誘導

る大統領の回答は明かに戰爭を念頭において、 輸が强行されるならば、その結果日本はボルネオの石油資源支配のために蘭印に向つて突進するであろう。この恐れに對す において、 しているのを知つていた。いまや彼がこの經濟上の制裁を加える好機は到來したのである。一九三九年九月大統領との會談 は、 ∄ Ī 愈々日本に對して壓力を加える方針を强化した。 ㅁ グルー大使は日本に對する經濟制裁は戰爭への道に通ずることを强調した。もし日本に對するアメリカの石油禁 パ戦争開始以後、 英佛兩國は日本に對して宥和的態度をとらざるをえなかつたが、 「我々は日本艦隊を容易に遮り止められる」と高言したのであつた(Herbert ルーズヴェルトは日本がアメリカからの重要物資の輸入を益 一方ルーズ ヴ ル ٢

Feis; The Road to Pearl Harbor (Princeton, 1950) p. 41)°

1

- ズヴ

トの極東政策批判

グルー大使は日本と戰爭に入るよりもこれを避けることを希望し、 ハル長官に日本との間に暫定的協定をとりきめ、 新通

方針をすてて積極的な攻勢態度を勸告するに至つた。 悪の情は極めて深く滲透していたことをグルーは認識していなかつたのである。 方向に日本を向わせんとするならば、 ソ 商條約を結ぶ交渉を要望したのであるが、 連の將來始るべき攻撃に對して戰略的防衞を計畫していることは全く不合理なものと思われなかつたのである。 アメリカは經濟制裁の方策をとるべきではなかつた。 ルーズヴェルトは好戦的な揚言を敢てしたのであつた。 ルー ズヴェルトはこれを歡迎して積極的な經濟禁輸の壓力を日本に しかも一九四〇年の九月以降彼は しかしながら、 グルーにとつて、 大統領の日本嫌 對日慎 もしこの 日本が 加 重

重することに決した。

極點に達しようとする十一月下旬、 犠牲にしても、 は戰爭を望まず平和を求めた。 !外相退陣後も依然としてルーズヴェルトは日本に 對して 强壓的な 挑戰的態度を 變えなかつた。 これに對して、 チャーチル の大西洋會談によつて英米共同戰線の約束は成立していた。 日米關係の和解を求めたのであるが、 日本の三國同盟締結もアメリカをして戰爭に介入せしめないことを意圖して結ばれたものであつた。 野村大使を送つての日米交渉はハルと四十囘以上の會談を重ねたが、これも空しかつた。 中國を犠牲にして日本と宥和すべきでないという蔣介石の電報はアメリ アメリカにとつて中國のウェイトは日本より遙かに 日本は平和のために中國における日本の地 八月七日の 重 クカを動 か ルー つ ・ズヴェ か 緊張 したの 日本 位を 松

が

ル

開戰直 ンがアメリカの参戦について述べているところは極めて特徴的である。 前の ル ーズヴェルトの對日措置についていえば、 一九四一年十一月二十五日附日記においてヘンリ・ 日本についていえば、 「問題はいかにして我 L ティ 々 が ム

である。

つてその囘答を示したのであつた。 の次の日卽ち十一月二十六日、日本が決して受諾しないことが明かな最後通牒をハル國務長官は日本につきつけることによ 味方に多大の損害を與えることなくして、 日本の真珠灣攻撃はルーズヴェルト政權に絶好の延命のチャ 日本をして第一彈を放たせる地位に日本を追いやるかに在る」と述べている。 ンスを與えたことに なつ

すのに役立つたのである。 いまや日本の不信をなじることは容易であるのみならず、この悲劇のショックはアメリカにおける奥論の分裂をなくな アメリカ人が真珠灣の背景を真劍に問題とするに至つたのは數年後のことであつた。 故意

居り、 るところがあつたからであろうか。次に十二月七日午前九時、この重要報告を受けたスタークは、 場で觀劇中のためこれを延ばした。 象報告として日本の開戰指示を傍受したのに拘らず、それは海軍首腦部に報告することを阻止された(Tansili; ibid. pp. 650 にこれをホノルルの前線部に連絡することを怠つたのではないかということである。 とだ」"This means War!"と叫んだといわれる。 この眞珠彎攻撃について問題となるのは、 日本の動きはアメリカに讀みとられていた。 十二月六日夜野村大使宛日本政府の對米囘答もまた解讀され、 この日本の最後通告を讀んだ大統領は冷靜そのものであつたといわれるが、それは期す アメリカ軍首腦部は事前に日本軍の攻撃について知つていたのに拘らず、 十二月四日、 しかも大統領はスターク海軍軍令部長に連絡せんとして、提督が海軍劇 メリーランド州チェルテナム海軍受信所は、 この メッセージを見るや大統領は 日本の暗號電報は七月以降解讀されて 「これは大變なことだ、 一これは戦争 東京からの氣

のこ

戦争だ、 帥は重要な軍事情報の傳達に對する軍事規則を破るように大統領の命令を受けていたのであるか。 る時間があつたに拘らず、 は遠乘り中であつたためこの連絡もおくれた。 ながら、 的は國家の安全保障の考慮よりも重大であると考えたのであるか」と痛く批難している(Tansill; ibid. キムメルに直ちに知らさなければならぬ」(George Morgenstern; Pearl Harbor [New York, 1947] p. 彼はこれをホノルルに連絡することをしなかつた。その代りマーシャル参謀總長へ連絡せんとしたのであるが、 ホノルルに知らせる卽時連絡の措置をとらなかつた。 元帥の登廳は十一時十五分であつたが、それでもまだ十分ホノル タンシル教授は、 或はまた大統領の政治目 この處置に對して、 p. 652) 206) ル に連絡

元元

彼

お いてでなく、 ーズヴェルトが 外交技術上日本をして太平洋戰爭に突入させたという意味にとるのが正しいとするならば、 「日本をしてパール・ハーバーに最初に發砲せしめた」というタンシル教授の論據は單に戰術的 極東軍

l ズヴ ェル

ŀ

の極東政策批判

Ł (六七五)

護している。この「今次大戰の責任は日本だけの責任ではない。むしろ米國の責任が大きい。」とする最近の所論に對して 主義はアメリカの親支反日政策に對應する必然的反應にすぎないとするのみならず、樞軸國の行動を正常化する迄日本を擁

我々はその史實に基く正當な評價を與えると同時に、これを民主主義精神の發露としてむしろ謙虚に自己反省の資となすべ

きである。

(註) フーヴァー元大統領は、 上揚タンシル教授の原書は、

野村吉三郎氏から筆者に貸與されたものである。ここに同氏の御厚意に對し深く感謝する次第である。

一九五三年秋野村元駐米大使に對して開口一番、このように語つたといわれる。

尚本稿執筆の契機となった

はワシントンにおいて開延されるべきであつた」(Tansill; ibid. p. 629) といわれることも故なしとしない。教授は日本帝國